

## 指名停止変更の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

北海土建工業株式会社  
北海道苫小牧市栄町2-1-27

### 2 従前の指名停止の期間及び措置対象区域

令和2年12月14日～令和3年3月13日（3ヵ月）  
全区域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域）

### 3 変更後の指名停止の期間及び措置対象区域

令和2年12月14日～令和3年4月13日（4ヵ月）  
全区域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域）

### 4 変更の理由

本件については、当初、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、北海土建工業株式会社に対し令和2年12月14日から3ヵ月の指名停止措置を行っているところであるが、その後、北海土建工業株式会社の元社員が贈賄を行った疑いで再逮捕されたことが明らかになった。  
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領第3第5項（指名停止の期間の特例）に該当し、指名停止措置期間を1ヵ月延長し、4ヵ月に変更するものである。

### 5 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

#### 第3第5項（指名停止の期間の特例）

大臣官房参事官（経理）は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

#### 別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に關し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から全区域を対象として3ヵ月以上12ヵ月以内